

<保護者の方へ>



「地域における小学校就学前の子どもを対象とした  
多様な集団活動事業の利用支援事業」について



小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の方に対し、その利用料の一部を給付します。

## 1. 対象者

幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、市の認定を受けた対象施設を利用する市内在住の満3歳以上の幼児の保護者の方。ただし、利用月の1日に対象施設へ在籍しており、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用していることが必要です。

※満3歳児について

満3歳に達した日(誕生日の前日)の属する月の翌月の利用料から対象となります。

例1 誕生日・8月25日 支給対象月・9月以降

例2 誕生日・7月1日 支給対象月・7月以降

## 2. 支給額（給付基準額）

対象幼児1人あたり月額20,000円を上限とします。

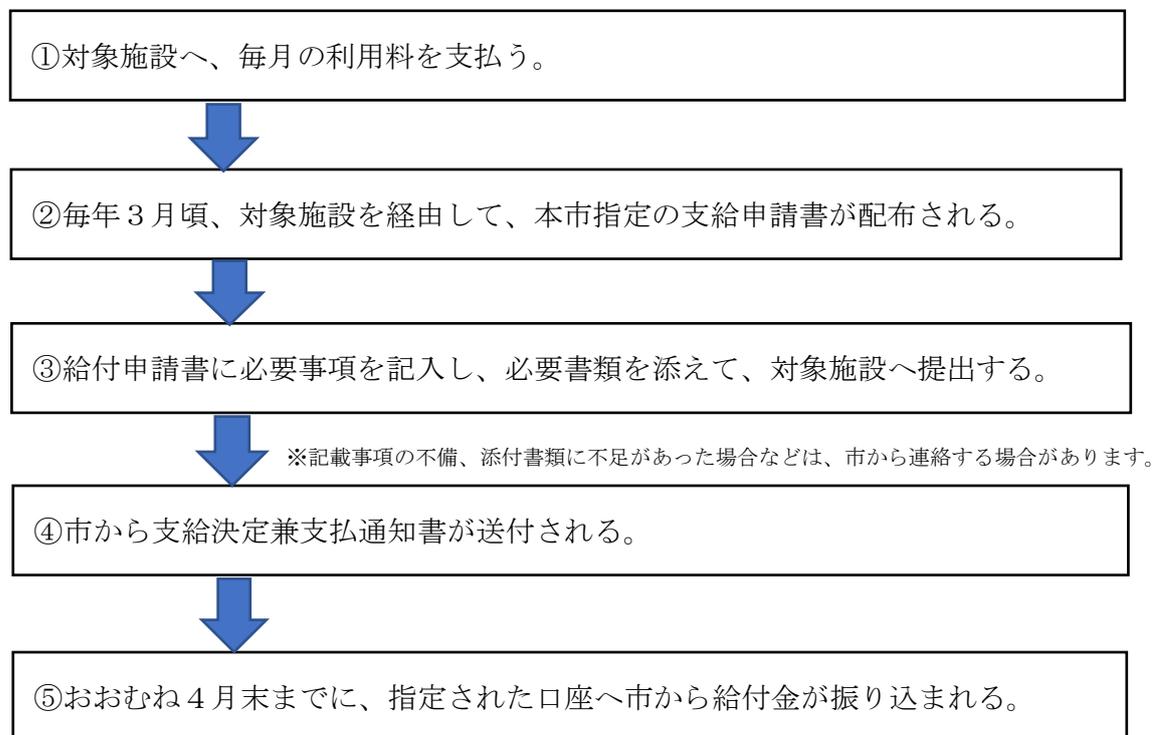
## 3. 支給方法

年度末に保護者の方からの支給申請を受けて、口座振込みにより、当該年度分を一括で支給します。

## 4. 申請に必要な書類

- 支給申請書（様式第5号）
- 対象施設に利用料を支払ったことを証明する書類（領収書等）
- 口座情報が分かるもの（通帳の写し等）

## 5. 手続きの流れ



## 6. 対象施設について

認定を受けた施設については、随時市ホームページへ掲載しますのでご確認ください。  
（「多様な集団活動事業」と検索してください。）

< お問い合わせ先 >

小田原市子ども若者部 子育て政策課 子育て政策係  
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地  
TEL：0465-33-1874/FAX：0465-33-1456  
Mail：ko-kosodate@city.odawara.kanagawa.jp



©小田原市「梅丸」

(令和7年2月作成)